

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する
条例の一部改正について

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部
を次のように改正する。

2020年（令和2年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市消防団に関する条例及び藤沢市消防団員の退職報償金に関する
条例の一部を改正する条例

（藤沢市消防団に関する条例の一部改正）

第1条 藤沢市消防団に関する条例（昭和35年藤沢市条例第2号）の一部を次
のように改正する。

第1条中「名称および」を「名称及び」に、「ならびに」を「並びに」に、
「法第19条第2項および」を「法第19条第2項及び」に改め、「第23条」
の次に「第1項」を加え、「消防団の定員」を「非常勤の消防団の定員」に改
める。

第2条（見出しを含む。）中「および」を「及び」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任用する。

- (1) この市の区域内に居住し、勤務し、若しくは通学する者又はこの市の区域
に隣接する市町に居住し、団長が消防団活動を支障なく行えると認める者で
あること。
- (2) 年齢満18歳以上の者であること。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の階級に欠員を生じた場合において、補欠の者の任期は、前任者の残

任期間とする。

第8条中「消防団長」を「消防団員」に改め、「その旨を」の次に「書面により」を加える。

第10条中「もしくは」を「又は」に改める。

第12条を次のように改める。

(基本報酬及び出動報酬の支給方法)

第12条 基本報酬及び出動報酬は、4月1日から起算し、6月を1期として、各期末の翌月末日までに支給する。

2 基本報酬は、消防団員が新たに任命された場合は、その月から、退職又は免職等により職を離れた場合は、その月まで月割計算（基本報酬額の改定を含む。）により支給する。これらの場合の基本報酬月割額は、別表第1に定める額を12で除して得た額とする。

第13条第2号中「または」を「又は」に改め、同条第4号中「ならびに」を「又は」に改める。

第14条第1項中「消防団員で」の次に「都合により」を加え、「居住地を離れる」を「消防団の活動に従事できなくなる」に改め、同条第2項中「居住地を離れる」を「消防団の活動に従事できなくなる」に改める。

第18条を第19条とする。

第17条第1項中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「一つに」を「いずれかに」に改め、「任命権者は、」の次に「当該団員を」を加え、「または」を「又は」に改め、同項第2号中「たえない」を「堪えない」に改め、同条第2項中「手続き」を「手続」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「または消防団員で」を「又は消防団員で」に、「一つに」を「いずれかに」に、「または消防団長は」を「又は消防団長は」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条を第16条とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(消防団員の休団)

第15条 長期間消防団活動に従事することができない消防団員は、3年を超

えない範囲で、消防団活動を休止（以下「休団」という。）することができる。

- 2 消防団員が休団しようとするときは、あらかじめ、団長にあっては市長、団長以外の消防団員にあっては団長の承認を受けなければならない。
- 3 休団中の消防団員が復帰しようとするときは、前項の規定を準用する。
- 4 休団中の消防団員が復帰したときの階級は、休団をした日の階級とする。
- 5 休団中の消防団員については、第9条、第10条、第11条及び前条の規定は、適用しない。
- 6 消防団員が休団する場合及び休団から復帰する場合の基本報酬については、第12条後段の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

階級	支給額（年額）
団長	84,800円
副団長	70,400円
分団長	58,700円
副分団長	49,500円
部長	43,000円
班長	38,400円
団員	36,500円

（藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市消防団員の退職報償金に関する条例（昭和39年藤沢市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書中「場合には、その月は」を「場合における当該月及び休団した日の属する月と休団から復帰した日の属する月が同じである場合における当該月は、」に改め、「就職」の次に「又は復職」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において消防団員である者のうち改正前の藤沢市消防団に関する条例第3条に掲げる階級にあるものの補欠として任命されているものについては、その任期は、改正前の同条例第7条の規定にかかわらず、その日に満了する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域住民の安全・安心を確保する観点から、消防団員の確保を含む地域防災力の充実強化を図るため、消防団員の資格を見直し、休団制度を設け、基本報酬を引き上げること等に伴い、所要の改正をする必要による。